

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定）
主要な取組（概要）

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

○サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上

→G7の枠組みやARF会期間会合、二国間協議等を通じて、国際的な協力・信頼醸成を促進した。

○サイバーセキュリティ基本法の改正

→28年4月、サイバーセキュリティ基本法を改正し、監査、原因究明調査等の対象を拡大することにより、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び特殊法人等も含めたサイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

→30年12月、サイバーセキュリティ基本法の改正を行い、新たに創設するサイバーセキュリティ協議会の活用により、官民の多様な主体の連携、サイバー攻撃に関する迅速な情報共有等を進めていくこととしている。

○新たな「サイバーセキュリティ戦略」の策定

→30年7月、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、新たな「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定した。

○日本版 NCFTA の創設

→26年11月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、以後の事案発生の防止に資するための活動を行うことを目的とする日本版 NCFTA として、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が業務を開始した。

→警察においては、同センターの活動に貢献するとともに、共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することとしている。

○青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進

→「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等の関連施策を推進している。

○通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討

→ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行うとともに、関係事業者への周知を図り、関係事業者における適切な取組を推進するなどした。

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

○官民一体となったテロに強い社会の実現

→29年12月、ラグビーワールドカップ2019及びオリパラ東京大会の開催を見据えたテロ対策に更に万全を期し、各種テロ対策を政府が一丸となって強力に推進していくため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を決定した。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進

→26年10月、「セキュリティ幹事会」を設置するなどして、オリパラ東京大会のセキュリティ対策の検討を開始した。

→27年11月、セキュリティの万全と安全安心の確保を含む大会関連施策の方向を示した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。

→29年3月、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「セキュリティ幹事会」において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」を決定した。→29年6月、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定の新設等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、同月、我が国は国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結した。

→29年7月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、オリパラ東京大会の安全に関する情報の集約、リスク分析等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置した。

→29年12月、「セキュリティ幹事会」において、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としての「サイバーセキュリティ対処調整センター」を、平成30年度末を目途に設置することを決定した。

○G7伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進

→27年9月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を決定した。

○G20大阪サミット開催に向けたセキュリティの推進

→30年10月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「G20大阪サミット準備会議セキュリティ・ワーキンググループ」を設置するとともに、「G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針」を決定した。

○原子力発電所等に対するテロ対策の強化

→「海上保安体制の強化に関する方針」に基づき、原子力発電所等におけるテロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めることとしている。

→国際原子力機関（IAEA）の核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225/Rev5）を踏まえ、事業者に対して種々の防護措置を求めている。また、28年9月、内部脅威対策を更に強化するため、原子力規制委員会規則の一部を改正し、原子力発電所における重要区域への常

時立入者等に対する個人の信頼性確認制度等を導入し、29年11月に施行した。さらに、危険性の高い放射性同位元素を扱う事業者に対する防護措置の実施等の義務付け等を内容とする「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」が29年4月に成立した。また、30年11月に閣議決定し、31年9月施行予定とした。

○空港・港湾の警戒警備の強化

- 空港においては、空港設置管理者及び航空関係事業者に対して、セキュリティ強化を指示している。また、先進的な保安検査機器の導入を推進しており、特にボディスキャナーは、ラグビーワールドカップ2019開催までに全国の主要空港への整備完了を目指し、平成29年度末までに16空港に導入、30年度は新たに仙台等14空港に導入予定である。
- 国際港湾においては、施設管理者による保安対策や国による立入検査に加え、円滑な物流を確保しつつ、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」を13港湾55施設に導入している。警察や海上保安部等も交えた保安設備の合同点検を実施し、引き続き一層の保安対策の強化を図っている。

○乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化

- テロリスト等の入国阻止、テロ関連物資等の流入阻止等のため、航空会社から乗客予約記録（PNR）を取得している。また、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を経由した電子的なPNRの取得を開始した。
- 法務省入国管理局においては、情報収集・分析の中核組織である「出入国管理インテリジェンス・センター」において、PNR等情報の高度な分析を行い、その結果を地方入国管理官署と速やかに共有し、入国審査等に活用している。
- 財務省税関においては、「情報センターのPIU（パッセンジャー・インフォメーション・ユニット）」において電子的なPNRの一元的管理を行っており、28年11月から、24時間体制で分析・活用等を開始するなど、体制面の強化を行った。

○水際対策の推進

- 事前旅客情報（API）、乗客予約記録（PNR）、外国人の個人識別情報（指紋及び顔写真）及びICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を活用するとともに、外国入国管理当局との情報連携を強化し、厳格な入国審査を実施しているほか、主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行うとともに、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。2020年度には、在中国公館の観光ビザを対象に電子ビザを導入し、ビザシールを廃止することによって、ビザの偽造を防止することとしている。
- 国際航海船舶から通報される船舶保安情報の内容を精査するとともに、巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒や外国からの入港船舶に対する厳格な立入検査を実施することにより、テロの未然防止に努めている。

○上陸審査時における顔画像照合の実施

- 28年10月から、テロリスト等の入国を水際で阻止するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

○FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

- 26年11月、FATF第三次相互審査で指摘された事項に対応するため、改正テロ資金提供処罰法、国際テロリスト財産凍結法、改正犯罪収益移転防止法が国会で成立し、28年10月までにこれら3法が施行された。
- 29年4月、改正資金決済法及び改正犯罪収益移転防止法の施行により、仮想通貨交換業者をマネー・ローンダリング等対策の対象とした。
- 29年7月、組織的犯罪処罰法等の改正法が施行されたことにより、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び腐敗の防止に関する国際連合条約を締結した。
- その他、カジノ事業者を犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加することなどを含む「特定複合観光施設区域整備法案」を第196回通常国会へ提出し、30年7月に成立した。

○国際テロ情報収集・集約体制の強化

- 27年12月、「国際テロ情報収集ユニット」や「国際テロ情報集約室」等を新設するとともに、在外公館担当官を増員した。
- 28年9月、「国際テロ情報収集ユニット」関係要員の約倍増を決定し、その後措置するなど、体制の増強を図っている。今後とも、関係省庁間の検討に基づき、「国際テロ情報収集ユニット」等の活動の拡大・強化及び関係部局間の連携深化を推進していく。
- 30年8月、「国際テロ情報集約室」に「国際テロ対策等情報共有センター」を設置し、関係11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供している。

○第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の日本開催に向けた取組の推進

- 29年8月、我が国は犯罪防止・刑事司法分野における国際連合最大規模の国際会議である第14回 kongress の開催地を京都とすることにつき、閣議了解した（京都 kongress）。
- 京都 kongress において、我が国のたゆまぬ努力の結実として国家の成熟や法の支配の浸透を世界に発信するため、開催に向けた準備を着実に進めている。

○大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

- 28年3月31日・4月1日、安倍総理は「核セキュリティ・サミット」に出席し、核物質の最小化と適正管理や国内管理体制の強化を始めとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。
- 28年12月、IAEA主催の「核セキュリティに関する国際会議」において、我が国は、核物質の最小化や適正管理、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明した。また、天野IAEA事務局長との間で、オリパラ東京大会に向けた日IAEAの核テロ対策協力で一致した。IAEAとの間では、さらに、30年2月、「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名した。
- 29年6月、我が国は核テロ対策国際会議（核テロリズムに対抗するためのグローバル・イ

ニシアティブ（GICNT）全体会合）を主催し、核セキュリティ分野の能力構築協力、核セキュリティへの地域的アプローチの促進等の活動方針が確認された。

→30年7月、我が国はPSI（拡散に対する安全保障構想）海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を主催し、大量破壊兵器等の拡散阻止に係る参加各国及び関係機関の連携強化を図るとともに、国際社会の強い意思を示した。

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

○「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえた再犯防止対策の推進

→28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、29年12月、政府として初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画においては、5つの基本方針の下、7つの重点課題について115の施策を盛り込んでおり、30年度は、同計画に基づき各種施策を推進している。

○少年非行対策の推進

→少年の健全な育成を図るためには、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化が必要であるため、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。

○薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

→27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、28年4月から実施している。

○協力雇用主等に対する支援の推進

→27年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行う協力雇用主に対して奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を実施している。

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

○暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進

→27年8月、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、その後、両団体が対立抗争に至ったことから、28年3月、警察庁及び関係都道府県警察に集中取締本部を設置するとともに、同年4月、神戸山口組を指定暴力団に指定して、両団体に関する情報収集、取締り、警戒活動等を推進している。

→六代目山口組と神戸山口組が依然として対立抗争状態にある中で、29年4月末に神戸山口組傘下組織の一部が任侠団体山口組（その後、任侠山口組と改称。）の結成を表明し、神戸山口組が内部対立の状況となっていたところ、30年3月、任侠山口組を指定暴力団に指定して、これらの団体に対する警戒及び取締りの更なる強化を図り、市民の安全確保及び対立抗争等の封圧に努めている。

○危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進

- 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づいた対策を推進した結果、27年7月までに、全ての危険ドラッグ街頭店舗の閉鎖を確認した。
- 26年11月に医薬品医療機器等法を改正し、検査命令物品を告示して、その販売等を広域的に禁止するなど、容易に危険ドラッグを入手できる機会の減少に努めているほか、輸入された危険ドラッグに対しても検査命令を実施するなど、関係機関が連携して水際対策を推進している。また、27年4月から、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された指定薬物について、厳格な水際取締りを実施している。
- 30年8月より、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」については、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に包含されることとなり、引き続き危険ドラッグ対策の推進を図っている。

5 活力ある社会を支える安全、安心の確保

○子供の性被害防止に係る対策の推進

- 「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開、国際社会との連携の強化、児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援等を推進している。

○児童虐待対策の推進

- 27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルを、覚えやすい3桁番号「189」に変更するとともに、28年4月から児童相談所につながるまでの平均時間を短縮し、30年2月から携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入するなど、発信者の利便性の向上に努めている。
- 28年5月に成立した、「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法の理念の明確化、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講じたほか、29年6月に成立した、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」において、虐待を受けた児童等の保護についての司法関与の強化等を行った。
- 30年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、子供の安全確認等全ての子供を守るためのルールの徹底や、相談窓口の周知等による児童虐待の早期発見・早期対応、適切な一時保護、司法関与の実施、保護された子供の受け皿確保等を講じることとしたほか、2019年度から2022年度までの4年間で、現場における児童虐待防止対策を抜本的に強化するため、児童相談所の児童福祉司について2017年度の約3,240人から2,020人程度増員するなどの児童相談所や市町村の体制・専門性強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を30年12月開催の「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において決定した。

○ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進

- ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められ

る事案に的確に対処するため、都道府県警察において、所要の体制を構築し、的確な対応の徹底を図っている。

→29年4月、「ストーカー総合対策」を改訂し、関係機関と連携したストーカー被害者支援、加害者の更生に向けた取組等を一層推進している。

○いじめ問題への対応の強化

→25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（29年3月改定）を策定するとともに、同法及び同基本方針の周知徹底を図っている。

→31年度概算要求においては、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応、教育相談体制の整備等を実現するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、SNS等を活用した相談への支援等を内容とする「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」に要する経費を要求しており、地方公共団体におけるいじめ問題等への対応を引き続き支援することを予定している。

○登下校時における子供の安全を確保するための対策の推進

→平成30年6月に策定した「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時の防犯対策に係る地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、多様な担い手による見守りの活性化、子供の危険回避に関する対策の促進等の各種取組を推進している。

○悪質商法等に係る厳正な処分の実現及び消費者被害の防止

→消費者安全法及び特定商取引法に基づき、悪質事案に対して厳正に対処している。

→罰則の抜本的強化等を内容とする「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が28年5月に成立・29年12月に施行された。

→高齢者における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織できること等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」が26年6月に成立・28年4月に施行された。

→消費者庁においては、「地方消費者行政強化作戦」（27年3月策定）において人口5万人以上の全市町村で消費者安全確保地域協議会を設置することを目標に掲げ、その取組を推進している。

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

○不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

→「摘発方面隊」による摘発を推進しているほか、退去強制令書が発付された者については、チャーター機を活用するなどして安全かつ確実な送還を実施している。他方、一部の国では、退去強制令書が発付されているにもかかわらず、自国民の引取りを拒む例が見られることから、関係機関の理解と協力を得つつ、当該国に対し自国民の引取りを求めていくこととしている。

→在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された偽装滞在者対策を推進

しているところ、29年1月の改正入管法の施行により、在留資格取消手続に係る入国警備官による事実の調査の実施が可能となったほか、取消事由の拡充、不正に上陸許可等を受けた者に係る罰則が整備された。

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

○地方警察官の増員等の人的基盤の強化

→31年度において、災害等の緊急事態への対処体制の強化のため、警察庁に警備運用部を設置すること等を要求しているほか、国際テロ対策の強化、サイバー空間の脅威への対処能力の強化等のため、警察庁職員（155人）の増員を要求している。

○治安関係機関の増員等の人的基盤の強化

→31年度において、法務省では、検察庁職員（267人）、矯正官署の職員（刑事施設395人、少年院50人及び少年鑑別所26人）、更生保護官署の職員（保護観察所77人）、出入国在留管理庁の職員（585人）及び公安調査局等の職員（82人）の増員を要求している。また、財務省では、税関職員（429人）の増員を要求している。さらに、海上保安庁では、海上保安官（429人）の増員を要求している。加えて、厚生労働省では、麻薬取締官（地方厚生局17人）の増員を要求している。

○生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

→31年度において、警察庁では、交番用防犯カメラ緊急通報モデル事業、交番・駐在所への催涙スプレー配備、新型拳銃入れの整備及び職務執行能力向上のための映像射撃訓練用映像の作成に要する経費（計548百万円）のほか、警察用車両、航空機、船舶及び装備資機材の整備に要する経費（7,026百万円）を要求している。また、海上保安庁では、巡視船艇等及び航空機の整備に要する経費（51,229百万円）を要求している。